

2023年11月28日

各 位

上場会社名 株式会社神戸製鋼所

代表者 代表取締役社長 山口 貢

(コード番号 5406 東証プライム)

問合せ先 総務・CSR 部長 佐々木 憲政

(TEL 03-5739-6010)

2028 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び 2030 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2023年11月28日開催の取締役会において、2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「2028年満期新株予約権付社債」という。)及び2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(2028年満期新株予約権付社債と併せて「本新株予約権付社債」という。)を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社は「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人々が夢や希望を叶えられる世界。」の実現に向けて、鉄鋼アルミ、素形材、溶接、機械、エンジニアリング、建設機械、電力といった幅広い事業分野で培った知見や技術力をもとに新たな価値を創造し、お客様や社会が抱える課題を解決することで社会の発展に貢献し続けていきます。

このような姿を目指して、2021年5月に公表した KOBELCO グループ中期経営計画(2021~2023年度)は、 最重要課題として「安定収益基盤の確立」と「カーボンニュートラルへの挑戦」の2つを掲げてスタート しました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大による世界経済の停滞、半導体不足による自動車産業 の低迷、及び地政学リスクの高まりに起因するエネルギーや原材料価格高騰等が起こりました。そのよう な中でも、「鋼材事業の収益基盤強化」に向けてメタルスプレッドの改善や損益分岐点の引き下げを着実 に遂行したことに加え、電力事業では2023年2月に神戸発電所の4号機が稼働したことで400億円規模 の収益を安定的に見込める状況になりました。その結果、経常利益として2022年度は1,068億円を計上 し、2023年度は1,450億円を見込んでおり、「安定収益基盤の確立」については一定の成果を示すことが できました。

また、当社は生産プロセスにおいて、2030年に2013年度比で「30~40%の CO_2 削減」、2050年には「カーボンニュートラルへの挑戦」に取り組むとともに、技術・製品・サービスによる CO_2 排出削減貢献として、2030年に6,100万トン(うち MIDREX®4,500万トン以上)、2050年に1億トン以上の目標を掲げています。 CO_2 排出削減貢献への取組みは、社会的な要請でもありますが、当社グループの強みを活かせるビジネスチャンスでもあると考えています。

当社は排出する CO_2 の大半を製鉄プロセスで排出していますが、エンジニアリング事業部門の MIDREX® プロセスによる低炭素鉄源の活用に加え、将来的には「既存高炉を活用した CO_2 削減」と「大型電炉における高級鋼製造」の複線的なアプローチにより、製鉄プロセスのカーボンニュートラルに取り組んでまいります。 2022 年 5 月に商品化した、国内初の低 CO_2 高炉鋼材である "Kobenable® Steel" の販売も開始しており、現在までに自動車、建設、船舶といった様々な業界におけるお客様の CO_2 削減の取組みに貢献しています。

電力事業においては、神戸発電所は、アンモニア混焼の取組みについて実用化に向けた検討を進めており、将来的にはアンモニアの混焼率拡大を進め、最終的には専焼へ挑戦してまいります。また、真岡発電所では、カーボンニュートラル都市ガスの最大活用を検討してまいります。

更に、低炭素鉄源に対する今後の需要増加に対応するために、MIDREX®プロセスを活用した低炭素鉄源の事業化を検討しています。具体的には、天然ガスを豊富に産出するオマーン国において、三井物産株式会社と協業し、年産500万トンの直接還元鉄製造拠点の設立について、検討を本格化しております。この低炭素鉄源事業では、当面は、還元剤として天然ガスを使用する予定ですが、将来的には、水素への転換やCCUS等による、更なる低炭素化も検討してまいります。これらの施策により、2050年のカーボンニュートラルの達成に取り組んでまいります。

このように当社グループは、カーボンニュートラルをはじめとした社会課題やお客様のニーズにこたえるべく、継続的なビジネスの拡大に取り組む中、ROIC を経営指標として導入し、資本収益性を重視した経営を実践しています。資本コストを上回るROIC を確保し、引き続き企業価値向上に努めてまいります。具体的には、現時点の当社の WACC は $4\sim5$ %程度と想定しているのに対し、2022 年度の ROIC は 4.9%まで回復し、2023 年度は 6.9%と WACC を上回る見通しです。今後も中期経営計画で掲げた安定収益基盤の確立に加え、事業ポートフォリオのモニタリングや投下資本管理を徹底することで、資本コストを意識した経営の更なる高度化を図ってまいります。

こうした当社の成長戦略・カーボンニュートラル戦略を実現していくうえでは、それを支える財務基盤の更なる強化を図るとともに、資金調達手段の多様化と低コストの資金調達の実現が必要と判断し、今回、ゼロ・クーポンで調達コストを抑えることができる本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約500億円の使途は以下を予定しております。

- ① 鉄鋼事業及び電力事業を中心とするカーボンニュートラル関連投資の一部として、2027 年 3 月末までに約 200 億円
- ② 借入金の返済資金の一部として、2025年3月末までに約300億円

【本スキーム(新株予約権付社債発行)の狙い】

当社は、資金調達手段の選択にあたり、以下の特徴を有する本新株予約権付社債の発行が最も適した手法であると判断いたしました。

- ① 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、今般の資金調達に伴う金利コストの発生を回避でき、資金調達コストの最小化を図った調達手段であること。
- ② 本新株予約権付社債は、当社グループの資金調達手段の多様化に寄与し、今後の資金調達戦略における柔軟性向上が期待できること。
- ③ 本新株予約権付社債について、時価を上回る転換価額を設定することで、一株当たり利益の希薄化 を極力抑制し、既存株主に配慮した設計となること。
- ④ 本新株予約権付社債は、転換制限条項及び取得条項(額面現金決済型)を付与しており、普通株式への転換可能性を抑制し、既存株主に配慮した負債性の高い設計となっていること。

Ⅰ. 2028 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

株式会社神戸製鋼所 2028 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%(各本社債の額面金額1,000万円)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2023年12月14日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

- 5. 募集に関する事項
 - (1) 募集方法

Nomura International plc 及び Mizuho International plc をアクティブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社、Morgan Stanley & Co. International plc 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited をパッシブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格) 本社債の額面金額の102.5%

- 6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数 100 株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,500 個及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記 7 (8) に定義する。) の紛失、 盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同 じ。) に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2023年12月14日

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - (イ)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該 本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 - (ロ)転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
 - 一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の 当社普通株式の普通取引の終値をいう。
 - (ハ)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当 社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式に より調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当 社が保有するものを除く。)の総数をいう。

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2023 年 12 月 28 日から 2028 年 11 月 30 日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。但し、①下記 7 (4)又は 7 (5)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、下記 7 (4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記 7 (5)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記 7 (6)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記 7 (7)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2028 年 11 月 30 日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使すること

はできない。

上記にかかわらず、取得通知期間(下記7(5)に定義する。)の開始日(2028年8月15日)から取得通知期間の最終日(2028年9月15日)まで(当社が取得通知(下記7(5)に定義する。)を行う場合、選択償還期日(下記7(5)に定義する。)まで)の間は、本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等(下記7(4)(ハ)に定義する。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における 2 営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3 営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (7) その他の新株予約権の行使の条件
 - (イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - (ロ) 本新株予約権付社債権者は、2028 年8月14日(同日を含む。)までは、各暦年四半期の最後の取引日(下記7(5)に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌暦年四半期の初日(但し、2023年10月1日に開始する暦年四半期に関しては2023年12月28日とする。)から末日(但し、2028年7月1日に開始する暦年四半期に関しては2028年8月14日とする。)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間並びにパリティ事由(以下に定義する。)が発生した場合における下記④の期間は適用されない。
 - ①株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の 長期発行体格付が BBB-以下であるか、JCR により当社の長期発行体格付がなされなくな ったか、又は JCR による当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
 - ②当社が、下記7(4)(イ)乃至(ホ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間 (但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本 新株予約権を除く。)
 - ③当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
 - ④当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、(i)ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報(BVAL)若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人(以下に定義する。)が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値(以下に定義する。)の98%を下回っているか、(ii)上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は(iii)上記(i)記載の価格若しくは上記(ii)記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(i)1,000 万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(ii)当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.をいう。

- (8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
 - (イ)組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して下記7(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は 本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - ① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新 株予約権の数と同一の数とする。

- ② 新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会

社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に 本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再 編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生 日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価 額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその 他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式 の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領でき るようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株 予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利 益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使した ときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当 該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその 14 日後以内の日)から、上記(6)に定め る本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株 予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。
- ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得 承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7(5)と同様に取得 することができる。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の 額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げ た額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額 を減じた額とする。
- ⑨ 組織再編等が生じた場合承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑩ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (ハ)当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。
- (9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

250 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2028年12月14日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債(以下「残存本社債」という。)の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

(ロ)税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(13)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対

して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(13)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(13)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ)組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は撤回することができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(口)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の270%とする(但し、償還日が2028年12月1日から同年12月13日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(口)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(二)上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は

容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の270%とする。但し、償還日が2028年12月1日から同年12月13日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ニ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該60日間の最終日から14日以内に)、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(二)記載の償還義務及び上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ)スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面

金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の270%とする。但し、償還日が2028年12月1日から同年12月13日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(へ)当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない(但し、上記(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除き、また当社普通株式が取得期日(下記(5)に定義する。)において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。)。

また、当社に上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ニ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)若しくは(ロ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知を行うことはできない。

(5) 当社による新株予約権付社債の取得

当社は、2028年8月15日から2028年9月15日までの期間(以下「取得通知期間」という。)いつでも、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して、取得決定日(以下に定義する。)までの間に通知(以下「取得選択通知」という。)を行った本新株予約権付社債権者から、当該取得選択通知に係る取得期日現在残存する本新株予約権付社債を取得する旨を通知(かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。)することができる。この場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当社による本(5)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。また、当社に下記(7)記載の一定の事由が生じている場合、当社は本(5)に基づき本新株予約権付社債を取得することができない。当社は、本(5)に基づき本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「取得期日」とは、取得通知に定められた取得の期日をいい、(a)取得通知の日から 60 日以上 75 日以内の日、(b)東京、ロンドン及びルクセンブルクにおける営業日(取得通知に記載された取得期日が営業日でない場合、上記(a)にかかわらず、取得期日は翌営業日に繰り下げられる。(但し、下記(c)に常に従う。))、かつ(c) 2028 年 11 月 30 日以前の日とする。

「取得決定日」とは、取得期日の14日前の日をいう。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(ii)転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均 VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

- × 1株当たり平均 VWAP

最終日転換価額

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係 VWAP 期間(以下に定義する。)の最終日の転換価額をいう。

「1株当たり平均 VWAP」とは、取得通知の日の翌日から 5 取引日目の日に始まる 20 連続取引日 (以下「関係 VWAP 期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表 する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係 VWAP 期間中に上記 6 (4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均 VWAP も適宜調整される。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

取得決定日の翌日に、取得選択通知がない本新株予約権付社債が存在する場合、当社は、当該本新株予約権付社債を、取得期日から東京における2営業日目の日(以下「選択償還期日」という。)にその額面金額の100%の価額で繰上償還するものとする。

(6) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(7) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(8) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

- (9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。
- (10)新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人 Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)
- (11)新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(12)社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 特約

(イ)追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(口)担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、(イ)外債(以下に定義する。)に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(14)取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(15)社債管理者

本社債については、社債管理者を定めない。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

Ⅱ. 2030 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

株式会社神戸製鋼所 2030 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 II. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%(各本社債の額面金額1,000万円)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2023年12月14日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

- 5. 募集に関する事項
 - (1) 募集方法

Mizuho International plc 及び Nomura International plc をアクティブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社、Morgan Stanley & Co. International plc 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited をパッシブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格) 本社債の額面金額の102.5%

- 6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数 100 株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,500 個及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記 7 (8)に定義する。)の紛失、 盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同 じ。)に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日2023年12月14日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- (イ)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該 本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (ロ)転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
 - 一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の 当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- (ハ)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当 社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式に より調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当 社が保有するものを除く。)の総数をいう。

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2023 年 12 月 28 日から 2030 年 11 月 29 日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。但し、①下記 7 (4) 又は 7 (5) 記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、下記 7 (4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記 7 (5) 記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記 7 (6) 記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記 7 (7) 記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2030 年 11 月 29 日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、取得通知期間(下記7(5)に定義する。)の開始日(2030年8月14日)から取

得通知期間の最終日(2030 年9月13日)まで(当社が取得通知(下記7(5)に定義する。)を行う場合、選択償還期日(下記7(5)に定義する。)まで)の間は、本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等(下記7(4)(ハ)に定義する。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (7) その他の新株予約権の行使の条件
 - (イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - (ロ) 本新株予約権付社債権者は、2030 年8月13日(同日を含む。)までは、各暦年四半期の最後の取引日(下記7(5)に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌暦年四半期の初日(但し、2023年10月1日に開始する暦年四半期に関しては2023年12月28日とする。)から末日(但し、2030年7月1日に開始する暦年四半期に関しては2030年8月13日とする。)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間並びにパリティ事由(以下に定義する。)が発生した場合における下記④の期間は適用されない。
 - ①株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の 長期発行体格付が BBB-以下であるか、JCR により当社の長期発行体格付がなされなくな ったか、又は JCR による当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
 - ②当社が、下記7(4)(イ)乃至(ホ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間 (但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本 新株予約権を除く。)
 - ③当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
 - ④当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連

続営業日のいずれの日においても、(i)ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報(BVAL)若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人(以下に定義する。)が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値(以下に定義する。)の 98%を下回っているか、(ii)上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は(iii)上記(i)記載の価格若しくは上記(ii)記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(i)1,000 万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(ii)当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.をいう。

- (8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
 - (イ)組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して下記7(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - ① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

- ② 新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会 社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決 定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に

服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に 本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再 編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生 日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価 額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその 他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式 の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領でき るようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株 予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利 益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使した ときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当 該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその 14 日後以内の日)から、上記(6)に定め る本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株 予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。
- ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得 承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7(5)と同様に取得 することができる。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑨ 組織再編等が生じた場合承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ① その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (ハ)当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。
- (9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

250 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2030年12月13日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債(以下「残存本社債」という。)の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

(ロ)税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(13)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は

当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(13)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(13)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ)組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は撤回することができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(口)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の270%とする(但し、償還日が2030年11月30日から同年12月12日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(口)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(二)上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けに

より当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買 付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)、受託会社及び主支払代理人(受託会社 と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤 回することができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、 当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。) に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算 出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金 額の 270%とする。但し、償還日が 2030 年 11 月 30 日から同年 12 月 12 日までの間となる 場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。 上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の 後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を 生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(二)記載の当社の償 還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日か ら60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該60 日間の最終日から14日以内に)、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を 除く。) 並びに本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができな い。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東 京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全

当社が本(二)記載の償還義務及び上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

(ホ)スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の270%とする。但し、償還日が2030年11月30日から同年12月12日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%

とする。)で繰上償還するものとする。

(へ)当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない(但し、上記(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除き、また当社普通株式が取得期日(下記(5)に定義する。)において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。)。

また、当社に上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ニ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)若しくは(ロ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知を行うことはできない。

(5) 当社による新株予約権付社債の取得

当社は、2030 年8月14日から2030年9月13日までの期間(以下「取得通知期間」という。) いつでも、受託会社及び主支払代理人(受託会社と同一である場合を除く。)並びに本新株予約権付社債権者に対して、取得決定日(以下に定義する。)までの間に通知(以下「取得選択通知」という。)を行った本新株予約権付社債権者から、当該取得選択通知に係る取得期日現在残存する本新株予約権付社債を取得する旨を通知(かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。)することができる。この場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当社による本(5)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。また、当社に下記(7)記載の一定の事由が生じている場合、当社は本(5)に基づき本新株予約権付社債を取得することができない。当社は、本(5)に基づき本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「取得期日」とは、取得通知に定められた取得の期日をいい、(a)取得通知の日から 60 日以上 75 日以内の日、(b)東京、ロンドン及びルクセンブルクにおける営業日(取得通知に記載された取得期日が営業日でない場合、上記(a)にかかわらず、取得期日は翌営業日に繰り下げられる。(但し、下記(c)に常に従う。))、かつ(c) 2030 年 11 月 29 日以前の日とする。

「取得決定日」とは、取得期日の14日前の日をいう。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(ii)転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係 VWAP 期間(以下に定義する。)の最終日の転換価額をいう。

「1株当たり平均 VWAP」とは、取得通知の日の翌日から 5 取引日目の日に始まる 20 連続取引日(以下「関係 VWAP 期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係 VWAP 期間中に上記 6 (4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均 VWAP も適宜調整される。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

取得決定日の翌日に、取得選択通知がない本新株予約権付社債が存在する場合、当社は、当該本新株予約権付社債を、取得期日から東京における2営業日目の日(以下「選択償還期日」という。)にその額面金額の100%の価額で繰上償還するものとする。

(6) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(7) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(8) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

- (9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。
- (10)新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人 Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)
- (11)新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(12)社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13)特約

(イ)追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(口)担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、(イ)外債(以下に定義する。)に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年 超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは 当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(14)取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(15)社債管理者

本社債については、社債管理者を定めない。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約500億円の使途は以下を予定しております。

- ① 鉄鋼事業及び電力事業を中心とするカーボンニュートラル関連投資の一部として、2027年3月末までに約200億円
- ② 借入金の返済資金の一部として、2025年3月末までに約300億円
- (2) 前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。
- (3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な 視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。 成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮 することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各 期の業績及び配当性向等を勘案して決定してまいります。なお、配当性向につきましては、親会 社株主に帰属する当期純利益(連結)の30%程度を目安としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当につきましては、会社法第 459 条第1項及び第 460 条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。これに基づき、定款に定める基準日である中間期末及び期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行う場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行います。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益 力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
1株当たり連結当期純利益	64.05 円	160. 23 円	183.80 円
1株当たり年間配当金	10.00円	40.00円	40.00 円
(内、1株当たり中間配当金)	(0.00円)	(10.00円)	(15.00円)
実績連結配当性向	15.6%	25.0%	21.8%
自己資本連結当期純利益率	3.4%	7.9%	8.4%
連結純資産配当率	0.5%	2.0%	1.8%

- (注) 1.1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。なお、期中平均株式数の計算において控除する自己株式には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社の株式を含めております。
 - 2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 - 3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本 (連結純資産合計額から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数 値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、1株当たり連結純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社の株式を含めております。

3. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

- (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
 - ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始 値	327 円	741 円	582 円	1,071 円
高 値	767 円	928 円	1,122 円	2,179円
安 値	301 円	531 円	532 円	966 円
終値	748 円	591 円	1,053 円	1,782 円
株価収益率(連結)	11.68 倍	3.69倍	5.73 倍	_

- (注) 1. 株価は、2022 年4月3日以前は株式会社東京証券取引所市場第一部、2022 年4月4日より株式会社東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それぞれ、決算期間(4月1日から3月31日まで)の始値、高値、安値、終値及び株価収益率(連結)を表示しております。
 - 2. 2024年3月期の株価については、2023年11月27日現在で表示しております。
 - 3. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、2024年3月期については、未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社を代表する Nomura International plc 及び Mizuho International plc の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を表章する有価証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、当社グループの業績連動型株式報酬制度に基づく株式の交付、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、株式無償割当、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上